

福島県児童養護施設等入所児童自立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島県児童相談所条例(昭和39年福島県条例第36号)に定める児童相談所(以下「児童相談所」という。)が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定により児童養護施設若しくは児童自立支援施設又は法第33条の6の規定により児童自立生活援助(自立援助ホーム)(以下「児童入所施設」という。)への入所措置又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「里親等」という。)への委託措置を講じた児童(当該措置を継続している18歳以上の者、当該措置の解除の決定のあった日から起算して1年以内の18歳以上の者及び社会的養護自立支援事業(平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による支援を受け、又は支援が終了してから1年以内の者を含む。以下「児童」という。)の就職の選択肢の拡大を図り、児童の社会的自立の促進を図ることを目的として、児童が入所している児童入所施設又は児童が委託されている里親等(当該措置の解除の前日に当該児童が入所していた児童入所施設又は当該児童が委託されていた里親等を含む。以下「事業者」という。)に対し、福島県補助金等の交付に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 事業者に対し、次に掲げる全ての要件を満たしている児童が普通自動車免許の取得に要した経費について、別表に定めるところにより補助する。

- (1) 就職が内定している児童又は既に就職している児童であること。
- (2) 保護者が死亡し、若しくは行方不明である児童又は保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者からの経済的援助が見込まれない児童であること。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定による申請は、福島県児童養護施設等入所児童自立支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、所管の保健福祉事務所長(いわき市にあっては、いわき地方振興局長。以下「所管保健福祉事務所長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 児童相談所長の意見書(様式第2号)
- (2) 歳入歳出予算書(見込書)の抄本

- (3) 普通自動車免許証の写し
- (4) 就職先の内定通知書等の写し

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業費の20パーセント以内の経費の配分額の変更とする。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を得ようとする場合は、福島県児童養護施設等入所児童自立支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を所管保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県児童養護施設等入所児童自立支援事業実績報告書(様式第4号)に歳入歳出決算書(見込書)の抄本を添えて、事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、この事業が完了したときは、福島県児童養護施設等入所児童自立支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を所管保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年1月6日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

補助限度額	児童1人あたり300,000円
-------	-----------------